

京都市伏見区総合庁舎整備等事業
入札説明書等に関する質問回答

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
1	入札説明書	5	第3	2	(1)	ア	資格要件	「ア 入札参加企業、入札参加グループの構成員の資格要件」とありますので、協力企業はアに該当する書類は提出不要と解してよいでしょうか。	協力会社もアに該当する書類は提出が必要です。
2	入札説明書	5	第3	2			入札参加者が備えるべき参加資格要件等	「協力会社」について定義されていますが、入札説明書及び様式集において、「協力会社」と「協力企業」が表記が混在しているようですので、整理して頂けないでしょうか。	入札説明書及び様式集の「協力企業」は、入札説明書の定義する「協力会社」と同義です。
3	入札説明書	6	第3	2	(1)	ウ	その他の参加不適合者(協力会社を含む。)	京都市の出資を受けている企業や京都市の現役職員もしくはOBが役員等を兼ねている企業は不適合者とみなされるのか	京都市の出資を受けている企業及び京都市の現役職員が役員を兼ねている企業は参加不適合者とみなしますが、京都市のOB職員が役員を兼ねている企業は参加不適合者とはみなしません。
4	入札説明書	6	第3	2	(2)	ア	設計に当たる者	設計に当たる者は、複数(落札後に共同企業体を設立する予定)でも可能でしょうか。	可能です。
5	入札説明書	6	第3	2	(2)	ア (エ)	設計に当たる者	建設に当たる者が、工事監理だけでなく設計も行うことは不可であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問の趣旨のとおりです。
6	入札説明書	7	第3	2	(2)	イ (ウ)	建設に当たる者	複数で実施する場合は、代表の1社ではなく、各社がそれぞれ(ウ)の要件を満たす技術者を配置することが必要であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問の趣旨のとおりです。
7	入札説明書	7	第3	2	(2)	イ (エ)	建設に当たる者	自社の監理技術者亦は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置した場合に限るとありますが、これらの実績についても、配置したことを証明する書類及び資格の書類を提出することが必要でしょうか。	配置したことを証明する書類及び資格書類の提出が必要です。
8	入札説明書	7	第3	2	(2)	エ (ア)	必要な資格(維持管理業務)	廃棄物処理については、維持管理に当たる者が産業廃棄物処理業許可を受けていなくても、許可を取得している業者に委託すればよいとの理解でよろしいでしょうか。	廃棄物処理業務で取り扱う廃棄物には産業廃棄物は含まれていませんので、維持管理に当たる者が産業廃棄物処理業許可を有している必要はありません。なお、将来において、京都市伏見区総合庁舎で産業廃棄物が発生した場合には、本事業とは別に、京都市が産業廃棄物処理業務の調達を行います。

京都市伏見区総合庁舎整備等事業
入札説明書等に関する質問回答

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
9	入札説明書	7	第3	2	(2)	エ	(イ)	維持管理業務の実績	維持管理業務の実績について、平成8年以降何年以上という実績期間の要件はありますでしょうか。	実績期間は少なくとも1年以上を要件とします。
10	入札説明書	7	第3	2	(2)	エ	(イ)	維持管理業務の実績	維持管理業務の実績について、「庁舎又は事務所・商業施設」の維持管理とありますが、ホテルは商業施設に含まれると理解してよろしいでしょうか。	ホテルは商業施設には含めません。ただし、ホテル内に9,000㎡以上の商業施設を含む場合には実績として認めます。
11	入札説明書	10	第3	3				経営規模等評価結果通知書	経営規模等評価結果通知書は、第3 2入札参加者が備えるべき参加資格要件等に記載されている通り、建設に当たる者のうちの一者が提出すればよく、建設に当たる者全てが提出する必要はないと解してよいのでしょうか。	ご質問の趣旨のとおりです。
12	入札説明書	10	第3	3				経営規模等評価結果通知書	資格審査に関する提出書類について不備のないよう確認させて下さい。「入札説明書第3 2入札参加者が備えるべき参加資格要件等」を証する書類として、様式3～15で定められている以外に、下記の書類及び印鑑証明書を提出すればよいでしょうか。 ①京都市一般競争入札有資格者を証する書類(構成員) ②1級建築士事務所の登録を証する書類(設計者、工事監理者)	①は、京都市にて確認できますので提出の必要はありません。②は、提出が必要です。なお、印鑑証明書の提出は必要ありません。
									「平成8年度以降に建築士法により監督処分を受けたことがないこと」「懲戒処分を受けた建築士を平成8年度以降に雇用したことがないこと」を証する書類があれば明示下さい。	自己申告(様式自由)にて提出ください。
13	入札説明書	11	第3	3	(9)	ア	(ウ)	提出書類	提案書(副本含)・および電子媒体は提出にあたり厳封する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問の趣旨のとおりです。
14	入札説明書	13	第3	4	(2)			入札の取り消し	本件PFI事業において、入札参加表明者が1グループ又は、資格審査通過者が1グループしかいない時に引き続き落札決定者としての審査をして頂けますでしょうか。	ご質問の趣旨のとおりです。
15	入札説明書	15	第5	1				特別目的会社の設立	「構成企業」とは構成員のことでしょうか。	入札説明書の「構成企業」は、入札説明書の定義する「構成員」と同義です。

京都市伏見区総合庁舎整備等事業
入札説明書等に関する質問回答

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
16	入札説明書	15	第5	1			特別目的会社の設立	「すべての構成企業の出資は要しない」とありますが、構成企業が構成員を指すのであれば、出資をしない構成員と協力企業の違いを明示下さい。	入札説明書 p5 第3 2 (1)イをご覧ください。
17	入札説明書 様式集	全体					「協力企業」	様式集においては「協力企業」と記載されていますが、入札説明書には、P.5第3の2にて「協会社」の定義があり、その他の箇所には「協力企業」の表記がありますので、整理して頂けないでしょうか。	No.2の回答を参照してください。
18	入札説明書 様式集	全体					割印について	“複数枚に及ぶ場合には、割印をすること”とありますが、例えば袋綴じにして割印をする、といった方法でよろしいのでしょうか。	ご質問の趣旨のとおりです
19	入札説明書 様式集	1					正副表記	提出部数について、「1部」は正本を1部、「それ以外」は正本を1部、残りを副本として提出することとされていますが、各提案書冊子に正本と副本の区別をするための表記は必要ありませんか？	各提案書冊子の正副の区別の表記は必要ありません。
20	入札説明書 様式集	4	1				枚数制限	「各様式の枚数制限は、それを遵守すること。…規定枚数に含めること。」とありますが、規定枚数を超える資料を参考資料という形で提出することは可能でしょうか。またその場合、どのような評価の扱いを受けますか。	各様式の規定枚数は遵守してください。規定枚数を越える資料の提出は受け付けません。
21	入札説明書 様式集	4	1				一般事項	提案内容記入欄以外の場所に、ロゴ、住所、会社名、氏名等の会社名がわかる表示は付さないこととされています。提案内容記入欄には、ロゴ、住所、会社名、氏名等の会社名がわかる表示を付してもよいと解釈してよろしいでしょうか。あわせて提案内容記入欄以外とは、余白部分との理解でよろしいでしょうか。	ご質問の趣旨のとおりです
22	入札説明書 様式集	4	1				一般事項	各提案書(様式22～69-2 提案図面集含む)の用紙の余白について規定がありませんが、提案者の判断で設定してよろしいでしょうか？	ご質問の趣旨のとおりです。

京都市伏見区総合庁舎整備等事業
入札説明書等に関する質問回答

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
23	入札説明書 様式集	4	1				一般事項	各提案書の様式については、レイアウトや見やすさに配慮し枠線をとるなど若干の変更は可能でしょうか。	各様式の枠線をとる変更は認めません。ただし、様式番号及び提案受付番号を規定位置に記する場合には、印刷可能な範囲で枠線の位置を変更することを認めます。
24	入札説明書 様式集	4	1				一般事項	提案図面集の表紙について規定がありませんが、様式22, 43, 48, 59を参照して作成してよろしいでしょうか。	ご質問の趣旨のとおりです。
25	入札説明書 様式集	4	1				一般事項	製本とありますが、バインダー綴じで可能でしょうか。	製本は、バインダー綴じでも可能とします。
26	入札説明書 様式集	4	1				一般事項	提案図面集を除き、各提出書類で使用する文字の大きさは、原則10.5ポイント程度とするとされていますが、見出しに使用する文字や模式図、イラストに使用する文字は、多少大きさが上下してもよろしいでしょうか。	ご質問の趣旨のとおりです。
27	入札説明書 様式集	4	1				一般事項	提案図面集を除き白黒印刷とありますが、図表等についてはわかりやすさに配慮し彩色してよいでしょうか。	ご質問の趣旨のとおりです。
28	入札説明書 様式集	4		1			一般事項	左綴じで製本とありますが、バインダー等ではなく、製本するとの理解でよろしいでしょうか。	No.25の回答を参照してください。
29	入札説明書 様式集	4		1			一般事項	模式図やイラスト等も可とありますが、模式図やイラストは色がついていないと醜くなる可能性があります。図やイラストも、図面集以外は彩色は不可であるとの理解でよろしいでしょうか。	No.27の回答を参照してください。
30	入札説明書 様式集	4		1			一般事項	各様式に記載されている「…について記述すること」や(注)等の指示書きは、提案時には消去して構わないでしょうか。	ご質問の趣旨のとおりです。
31	入札説明書 様式集	4		1			一般事項	印刷が可能な範囲で、各様式の幅を上下左右に広げてもよろしいでしょうか。	No.23の回答を参照してください。
32	入札説明書 様式集	6	2	(2)	I		維持管理実績調書	実績を証する請負契約書等の写しについて、契約期間が自動更新となっている場合、初年度の契約書しかありませんが、それでもよろしいでしょうか。	初年度の契約書とあわせ、継続契約を証明する発注者の証明書等、継続していることがわかる書類を添付してください。
33	入札説明書 様式集	6	2	(2)	I		維持管理実績調書	実績を証する「請負契約書等」には、覚書、注文書を含むと理解してよろしいでしょうか。	ご質問の趣旨のとおりです。

京都市伏見区総合庁舎整備等事業
入札説明書等に関する質問回答

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
34	入札説明書 様式集	7		2	(2)	I	実績等を証する ための写し	設計、建設、工事監理、維持 管理に関する実績等を証する 書類の写しについては、提出 する書類が膨大になるため、 実績が確認できるものであれ ば、請負契約書、設計図書等 のいずれか一つだけでよろし いでしょうか。	請負契約書の写しの提出は 必須です。設計図書等の写し は実績を証明できる部分の提 出が必要です。
35	入札説明書 様式集	7		2	(2)	I	実績等を証する ための写し	設計、建設、工事監理、維持 管理に関する実績等を証する 書類の写しについては、提出 する書類が膨大になるため、 実績が確認できるものであれ ば、書類の全てを提出するの ではなく、確認できる箇所だ けでよろしいでしょうか。	ご質問の趣旨のとおりです。
36	入札説明書 様式集	1~3					提出書類一 覧表	「提出書類一覧表」以外の説 明物(模型、概要書、CGビデ オ等)を提出した場合、どう いう評価の扱いを受けますか。	規定以外の提出書類及び提 出物は、一切を受け付けませ ん。
37	入札説明書 様式集	様式3					協力企業	入札説明書では「協力会社」 と定義されていますが、協力 企業と協力会社は同意として 使用してよいでしょうか。	No.2の回答を参照してくださ い。
38	入札説明書 様式集	14	様 式 5-2				入札参加者 の資本関係 調書	全ての構成員ごとに、1社に つき1枚作成とのことですが、 全ての構成員について、代表 企業名で作成・押印する、と いう理解でよろしいでしょ うか。	ご質問の趣旨のとおりです。
39	入札説明書 様式集	14	様 式 5-2				入札参加者 の資本関係 調書	「1.出資構成」については、出 資者が数千名におよび、且つ 流動的であるため、出資者全 ての記載は現実的に不可能 です。時点を特定して頂くと ともに、一定の出資割合以上 の出資者に限定して記載とす る等、記載方法についてご検 討頂けないでしょうか。	資格確認申請日における出 資割合15%以上を記載の対 象とします。
40	入札説明書 様式集	14	様 式 5-2				入札参加者 の資本関係 調書	「2.出資状況」については、出 資先企業が数百社におよび、 且つ流動的であるため、出資 先企業全ての記載は現実的 に不可能です。時点を特定し て頂くとともに、例えば出資 の額が1億円以上且つ議決権 の過半数を保有する出資先 企業に限定して記載とする等、 記載方法についてご検討頂 けないでしょうか。	資格確認申請日における議 決権保有割合15%以上を記 載の対象とします。

京都市伏見区総合庁舎整備等事業
入札説明書等に関する質問回答

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
41	入札説明書 様式集		様式 5-2					代表企業分だけでなく、構成員の企業についても、代表企業が調印をして提出するのでしょうか。あるいは、構成員分については、構成員各社が各社分を調印をするのでしょうか。	No.38の回答を参照してください。
42	入札説明書 様式集	15	様式 5-3				入札参加者の資本関係調書	全ての構成員ごとに、1社につき1枚作成とのことですが、全ての構成員について、代表企業名で作成・押印する、という理解でよろしいでしょうか。	ご質問の趣旨のとおりです。
43	入札説明書 様式集		様式 5-3					代表企業分だけでなく、構成員の企業についても、代表企業が調印をして提出するのでしょうか。あるいは、構成員分については、構成員各社が各社分を調印をするのでしょうか。	No.38の回答を参照してください。
44	入札説明書 様式集 様式7～11							「1以上の同種の実績を記載すること」とありますが、「同種の実績」とは、「入札説明書第3.2 入札参加者が備えるべき参加資格要件等」に記載された実績要件に同じと考えてよろしいでしょうか。また、記載すべき実績数の上限はありますか。さらに、この実績数の多寡は評価の対象となりますか。	「1以上の同種の実績」とは「入札説明書 第3 2 入札参加者が備えるべき参加資格要件等」に記載された実績要件を指します。また、記載すべき実績数の上限は制限しませんが、様式7の規定枚数1枚以内に記載できる実績数としてください。なお、実績数の多寡は評価の対象としません。
45	入札説明書 様式集						様式9	専任配置した監理技術者又は主任技術者の資格及び名称とありますが、実績についても個人の資格証及び配属されていたことが特定できる書類を提出するのでしょうか。	実績についての個人の資格証及び配属されていたことが特定できる書類の提出は必要ありません。様式9のとおりとします。
46	入札説明書 様式集						様式13	実施方針に関する質問回答No21に、「市の承諾を持って変更可能」とありますが、変更する場合は承諾を頂くことは前提ですが、現時点では配置予定候補者として実際配置する人数より多く、可能性がある複数名を候補として提出することは可能でしょうか。あるいは、予定調書として実際に配置する人数を提出する必要があるでしょうか。	申請日時点での配置候補者ではなく、配置予定者として提出をしてください。